

3.具体的な計画

3-1 産業廃棄物収集運搬業

(産業廃棄物収集運搬)

1-1.がれき類:主に千葉県に建設現場を持つ建設業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)又は他社(千葉県)処分施設に運搬する。

1-2.がれき類(石綿含有産業廃棄物含む):主に千葉県に建設現場を持つ建設業等の排出事業者から依頼をうけ他社(千葉県)処分施設に運搬する。

2-1.ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物含む):主に千葉県に事業場を持つ製造業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)又は他社(千葉県)処分施設に運搬する。

2-2.ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物含む):主に千葉県の建設現場を持つ建設業等の排出事業者から依頼をうけ他社(千葉県)処分施設に運搬する。

3.木くず:主に千葉県に建設現場を持つ建設業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)又は他社(千葉県)処分施設に運搬する。

4-1.廃プラスチック類:主に千葉県に事業場を持つ製造業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)又は他社(千葉県)処分施設に運搬する。

4-2.廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物含む):主に千葉県に建設現場を持つ建設業等の排出事業者から依頼をうけ他社(千葉県)処分施設に運搬する。

4-3.廃プラスチック類(自動車等破砕物):主に千葉県に事業場を持つ産業廃棄物処理業(中間破砕)の排出事業者から依頼をうけ他社(千葉県)処分施設に運搬する。

4-4.廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む):主に千葉県に事業場を持つ製造業の排出事業者から依頼をうけ他社(神奈川県)施設に運搬する。

5-1.金属くず:主に千葉県に事業場を持つ製造業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)又は他社(千葉県)処分施設に運搬する。

5-2.金属くず(自動車等破砕物):主に千葉県に事業場を持つ産業廃棄物処理業(中間破砕)の排出事業者から依頼をうけ他社(千葉県)処分施設に運搬する。

5-3.金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む):主に千葉県に事業場を持つ製造業の排出事業者から依頼をうけ他社(神奈川県)施設に運搬する。

6.紙くず:主に千葉県に建設現場を持つ建設業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)又は他社(千葉県)処分施設に運搬する。

7.繊維くず:主に千葉県に建設現場を持つ建設業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)又は他社(千葉県)処分施設に運搬する。

8.燃え殻:主に千葉県に事業場を持つ産業廃棄物処理業(中間焼却)の排出事業者から依頼をうけ他社(千葉県)処分施設に運搬する。

- 9.汚泥:主に千葉県に事業場を持つ製造業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)又は他社(千葉県)処分施設に運搬する。
- 10.廃油:主に千葉県に事業場を持つ製造業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)又は他社(千葉県)処分施設に運搬する。
- 11.廃酸:主に千葉県に事業場を持つ製造業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)又は他社(千葉県)処分施設に運搬する。
- 12.廃アルカリ:主に千葉県に事業場を持つ製造業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)又は他社(千葉県)処分施設に運搬する。
- 13.動植物性残渣:主に千葉県に事業場を持つ製造業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)又は他社(千葉県)処分施設に運搬する。
- 14.ゴムくず:主に千葉県に事業場を持つ製造業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)又は他社(千葉県)処分施設に運搬する。
- 15.銹さい:主に千葉県に事業場を持つ製造業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)又は他社(千葉県)処分施設に運搬する。
- 16.ばいじん:主に千葉県に事業場を持つ産業廃棄物処理業(中間焼却)の排出事業者から依頼をうけ他社(千葉県)処分施設に運搬する。

(特別管理産業廃棄物)

- 1.汚泥:主に千葉県に事業場を持つ製造業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)又は他社(千葉県)処分施設に運搬する。
- 2.廃油:主に千葉県に事業場を持つ製造業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)又は他社(千葉県)処分施設に運搬する。
- 3.廃酸:主に千葉県に事業場を持つ製造業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)又は他社(千葉県)処分施設に運搬する。
- 4.ばいじん:主に千葉県に事業場を持つ産業廃棄物処理業(中間焼却)の排出事業者から依頼をうけ他社(千葉県)処分施設に運搬する。
- 5.廃石綿:主に千葉県に建設現場を持つ建設業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)又は他社(茨城県)処分施設に運搬する。

3-2 産業廃棄物処分業

- 1.ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず:主に千葉県に事業場を持つ製造業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)処分施設で破碎処理を行う。また、処理後物は他社(千葉県、栃木県、群馬県、埼玉県)中間焼却施設及び最終処分施設に搬入する。
- 2.木くず:主に千葉県に事業場を持つ建設業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)処

分施設で破碎処理を行う。また、処理後物は他社(千葉県)中間焼却施設及び中間破碎施設(千葉県)燃料チップ原料として搬入する。

3.廃プラスチック類:主に千葉県に事業場を持つ製造業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)処分施設で破碎処理を行う。また、処理後物は他社(千葉県)中間焼却施設及び中間破碎施設(千葉県)発電所原料として搬入する。

4.金属くず:主に千葉県に事業場を持つ製造業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)処分施設で破碎処理を行う。また、処理後物は他社(千葉県)中間破碎に再生鉄材として搬入する。

5.紙くず:主に千葉県に事業場を持つ建設業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)処分施設で破碎処理を行う。また、処理後物は他社(千葉県、埼玉県)中間焼却施設及び他社(千葉県)再生事業者へ古紙原料として搬入する。

6.繊維くず:主に千葉県に事業場を持つ建設業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)処分施設で破碎処理を行う。また、処理後物は他社(千葉県)中間焼却施設に搬入する。

7.ゴムくず:主に千葉県に事業場を持つ製造業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)処分施設で破碎処理を行う。また、処理後物は他社(千葉県)最終処分施設に搬入する。

8.がれき類:主に千葉県に事業場を持つ建設業等の排出事業者から依頼をうけ自社(千葉県)処分施設で破碎処理を行う。また、処理後物は他社(千葉県)中間破碎施設に建設骨材原料として搬入する。

2025年4月1日現在